

最新の商標審査基準改訂のポイント

① コンセント制度に関する基準の明確化(商4条4項)

- ・ 出願人と先行商標権者が同一グループ等の場合 → 混同のおそれなしと扱う。
- ・ 両商標の使用主体が実質的に同一の場合 → 混同のおそれなしと判断。

☞ 「混同のおそれがない」ケースを明確に定義した点が改訂の核心。

② 過渡的に運用されていた基準の削除(4①10・11)

- ・ コンセント制度導入前に使われていた「取引の実情の考慮」「出願人と引用商標権者の支配関係の取扱い」などの項目を削除。
- ・ 理由: ① コンセント制度により役割が不要になった ② 10号では適用事例がほぼないため

☞ 制度整備に伴い、古い運用ルールを整理して削除した。

まとめ

コンセント制度の導入に合わせて、混同判断の基準を明確化し、不要になった旧基準を整理した。

項目	第16版まで	第17版
取引の実情	4①10.11の類否判断で考慮	4④の「混同のおそれなし」の判断要素とした。
支配関係	4①11に該当性を判断	4④で「混同のおそれなし」と扱う。
4①10	4①11の取扱いを準用していた。	4④の適用対象外